令和９年度　北区会計年度任用職員（学級経営支援員）募集案内

北区教育委員会事務局
教育振興部教育指導課

１　採用予定数・勤務場所・職務内容

採用予定数	勤務場所	職務内容
若干名	北区立 小・中学校 義務教育学校 ※	各校の実情により、以下の業務を行う。 １．学級における教育活動全般(学習指導も含む)の補助業務 ２．児童・生徒の生活指導の補助業務 ３．その他、給食指導、授業の準備、教育委員会からの依頼事項、職務に関する打合せ・研修など

※勤務場所：勤務校についての希望は受け付けできません。

２　受験資格

以下の条件すべてに該当する者

（１）児童・生徒と関わることが好きで、学年に合わせた声掛けを行うことができる知識及び経験を有すると認められる者

（２）学校に勤務する者として、品格ある行動のとれる者

（３）「北区教育ビジョン2024」を理解し、実現に向けて尽力する者

※　受験日当日に地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

３　任用期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

４　勤務条件

（１）　報酬額　日額７，９６９円（地域手当相当額を含む）

※　採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※　通勤に係る費用は実費を支給します（１か月の上限額：55,000 円）。

※　公務のための旅行（校外学習への随行等）には実費を支給いたします。

※　この他に期末手当、勤勉手当の支給があります。

（２）　所定勤務日数　年１５９日勤務（週４日程度）

※　上記日数は、休日（下記（６））を含みます。<u>実際に勤務を要する日数は、年１４０日となります。</u>

※　学校における夏季等の休業期間中は除きます。

（３）　勤務時間　　４時間３０分勤務

※　勤務時間の主なパターンについては、別紙をご参照ください。

（４）　休憩時間　　なし

（５）　週休日　　日曜日及び土曜日

※　その他の週休日は、勤務表（シフト表）によって、年間の中で定めます。

※　ただし、土曜日に勤務する場合（土曜授業等）については、週休日の振替を行います。

（６）　休日　　祝日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日、その他北区規則で定める日

（７）　時間外労働　原則なし

（8） 加入保険　　なし
（9） 休暇制度　　年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等
（10）就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項　　敷地内禁煙

5　選考方法

第一次選考：書類審査
第二次選考：面接（第一次選考合格者のみ）

6　申込期限・選考スケジュール

申込期限 （必着）	第一次選考結果 通知発送※	第二次選考※	第二次選考結果 通知発送※
令和8年 12月21日（月）	令和9年 1月中旬（予定）	令和9年 1月下旬（予定）	令和9年 2月下旬（予定）

※　選考結果通知発送：第一次、第二次のいずれも、合否に関わらず受験者全員へ通知します。
※　第二次選考：実施場所や集合時刻等の詳細は、第一次選考の結果通知に記載します。

7　申込書類・方法

（1）申込書類
北区会計年度任用職員（学力パワーアップ講師・学級経営支援員）申込書
※　応募書類は、採用・不採用の結果を問わず返却いたしません。
（2）申込方法
郵送または持参
※　郵送の場合は、封筒の表に赤字で「学級経営支援員 受験申込」と明記してください。
※　窓口提出の受付時間は月～金（平日）の9：00～17：00です。

8　特記事項

※　本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
※　特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
※　このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

9　申込先・問合せ先

北区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課 指導係（滝野川分庁舎2階4番窓口）
住所　〒114-8546　東京都北区滝野川2-52-10
電話　03-3908-9287

別紙

勤務時間の主なパターンについて（学力パワーアップ講師、学級経営支援員）

勤務時間については、学校のスケジュール等に応じて決定いたしますが、主なものについては下記の通りです。

パターン①　午前８時００分から午後０時３０分まで
パターン②　午前８時１０分から午後０時４０分まで
パターン③　午前８時１５分から午後０時４５分まで
パターン④　午前８時２０分から午後０時５０分まで
パターン⑤　午前８時２５分から午後０時５５分まで
パターン⑥　午前８時３０分から午後１時００分まで
パターン⑦　午前８時４０分から午後１時１０分まで
パターン⑧　午前９時３０分から午後２時００分まで
パターン⑨　午前９時３５分から午後２時０５分まで
パターン⑩　午前９時４０分から午後２時１０分まで
パターン⑪　午前１０時３０分から午後３時００分まで
パターン⑫　午前１０時３５分から午後３時０５分まで
パターン⑬　午前１０時４０分から午後３時１０分まで
パターン⑭　午前１０時４５分から午後３時１５分まで
パターン⑮　午前１０時５０分から午後３時２０分まで
パターン⑯　午前１０時５５分から午後３時２５分まで
パターン⑰　午前１１時００分から午後３時３０分まで

【別紙】

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。